

## 人権擁護委員に 谷古宇孝氏、富岡綾子氏を委嘱

閩人権共生課 ☎922-0825 ☎927-4955



谷古宇孝氏



富岡綾子氏

10月1日付で谷古宇孝氏と富岡綾子氏が法務大臣より人権擁護委員に委嘱されました。任期は令和6年9月30日まで。

谷古宇氏は、草加市社会教育委員、草加市立瀬崎小学校PTA会長や草加市南部工業会会長などを歴任し、今回で6期目。

富岡氏は、草加市立図書館協議会委員、草加市民生委員・児童委員や草加市人権推進審議会委員などを歴任し、今回で6期目。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、法務局と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

## 令和4年4月1日採用 市立病院新規採用職員募集

閩市立病院経営管理課 ☎946-2200 ☎946-2211

■試験日 1月15日(土)午前8時45分～

■会場 市立病院3階講堂

■内容 論文・面接

☎1月7日(金) (消印有効) までに市立病院(同病院ホームページからも入手可)、職員課、各サービスセンターで配布する試験申込書を〒340-8560同病院経営管理課へ郵送。

職種	受験資格等	採用人数
看護師	昭和51年4月2日以降生まれで、看護師免許を有する人	若干名
言語聴覚士	昭和60年4月2日以降生まれで、言語聴覚士免許を有するまたは令和4年3月31日までに取得見込みの人	

### パブリックコメント

## 皆さんの意見を募集します

- ・第11次草加市交通安全計画
- ・草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例一部改正

概要と意見用紙は、市役所情報コーナー・担当課・サービスセンター・公民館等のほか、市ホームページからも入手可。

意見は各期限までに各担当課へ(ファクス、メールでも可)。

### 第11次草加市交通安全計画

交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めるための取り組みの基本的な考え方をまとめた、第11次草加市交通安全計画の素案を策定しました。

【意見提出】1月5日(水)までに〒340-8550交通対策課へ。

☎922-1641 ☎922-1030

☎kotsutaisaku@city.soka.saitama.jp

### 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例一部改正

市の実情に則したまちづくりをより効率的に推進するため、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正案を策定しました。

【意見提出】1月7日(金)までに〒340-8550開発審査課へ。

☎922-1904 ☎922-3148

☎kaihatsushinsa@city.soka.saitama.jp

## 令和4年4月1日採用 草加市新規採用職員募集

閩職員課 ☎922-0983 ☎922-3098

「やさしさがあふれるまちー草加ー」の実現に向け、市民の声を聴き、市民と共に考え、草加の未来につながる仕事を積極的に行う職員を募集します。詳細は募集要項・採用試験申込書で確認を。

### ■第1次試験

日時 1月9日(日)午前8時30分～

会場 市役所関係施設等 ※会場は決定次第個別にお知らせ。

☎12月15日(水)までにインターネット(草加市電子申請・届出サービス)で。なお、募集要項は、市役所総合案内、職員課、各サービスセンター、中央図書館、市立病院でも配布。

職種	受験資格等	採用予定人数
土木技師 (新卒者等対象)	平成8年4月2日以降に生まれ、大学以上で土木に関する学科を修め、卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人	5人程度
土木技師 (社会人経験者等対象)	昭和56年4月2日～平成8年4月1日に生まれ、高等学校以上を卒業し、土木に関する職務経験を令和3年12月1日現在で2年以上有する人	
建築技師 (新卒者等対象)	平成8年4月2日以降に生まれ、大学以上で建築に関する学科を修め、卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人	5人程度
建築技師 (社会人経験者等対象)	昭和56年4月2日～平成8年4月1日に生まれ、高等学校以上を卒業し、建築に関する職務経験を令和3年12月1日現在で2年以上有する人	
建築技師 (一級建築士)	昭和56年4月2日以降に生まれ、試験申込時において一級建築士免許を有する人のうち、次のいずれかの要件を満たす人 (1)建築物の意匠・構造の設計または監理に係る業務の実務経験を令和3年12月1日現在で5年以上有し、採用後、2年間の実務経験をを経て、直近の建築基準適合判定資格人検定を受験できる。 (2)官公庁または指定確認検査機関において、建築基準法に基づく審査または検査業務の実務経験を令和3年12月1日現在で2年以上有し、採用後、直近の建築基準適合判定資格人検定を受験できる。	若干名
建築技師 (建築基準適合判定資格者)	昭和51年4月2日以降に生まれ、試験申込時において建築基準適合判定資格者の登録をしている人または令和4年3月までに同資格の登録をすることが見込まれる人 ※実務経験年数や審査歴を考慮し一定期間の研修後、建築主事として任命する予定	若干名
電気技師 (新卒者等対象)	平成8年4月2日以降に生まれ、大学以上で電気に関する学科を修め、卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人	若干名
電気技師 (社会人経験者等対象)	昭和56年4月2日～平成8年4月1日に生まれ、高等学校以上を卒業し、電気に関する職務経験を令和3年12月1日現在で2年以上有する人	
事務 (情報)	昭和56年4月2日以降に生まれ、高等学校以上を卒業し、試験申込時において、次のいずれかの要件を満たす人 (1)ネットワーク及びサーバの設計または構築経験を令和3年12月1日現在で3年以上有する。 (2)アプリケーションの設計、または構築経験を令和3年12月1日現在で3年以上有する。 (3)システム開発プロジェクト(概ね10人以上)において指揮監督を行う監督職等(プロジェクトマネージャー等)の経験を有する。	若干名
社会福祉士	昭和56年4月2日以降に生まれ、試験申込時において、社会福祉士資格を有する人	若干名
保健師	昭和51年4月2日以降に生まれ、試験申込時において、保健師免許を有する人または令和4年3月までに取得見込みの人	若干名
看護師	昭和51年4月2日以降に生まれ、試験申込時において、看護師免許を有する人 ※配属先は保育園を予定	若干名
事務 (障がい者対象)	昭和51年4月2日以降に生まれ、高等学校以上を卒業または令和4年3月までに卒業見込みの人で、試験申込時において、障がい者手帳の交付を受けている人のうち、次の要件を全て満たす人 (1)事務職として職務の遂行が可能である。 (2)活字印刷文による出題に対応できる。 ※「障がい者手帳」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。	若干名